

意見陳述書

2005年2月23日

さいたま地方裁判所 御中

埼玉県さいたま市北浦和3丁目12番地3号601

藤永知子

私は、2003年9月に発足した「ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会」の事務局として、県との交渉を通じて「埼玉県のハッ場ダム問題」に関わってきました。その経過を踏まえて私の意見を述べます。

2003年11月、国土交通省がハッ場ダム計画の総事業費を2110億円から4600億円に増額すると発表し、ハッ場ダムは日本一高額なダム事業になりました。早速、私たちは上田知事に面会し、ハッ場ダム事業からの撤退を求めました。その時、知事は「極めて不快だ。家にたとえば2110万円で建てるつもりが、突然4600万円だといわれたようなものです。こんなことが世間で通用するわけがない」と話されたのです。私たちは知事のこの談話に大きな期待を寄せました。ところが、その後の経過はこの期待を大きく裏切るものでした。

知事は識者6人による懇話会を設置しました。私たちは、知事と懇話会の委員に対し、再三、公開質問状と要請書を提出し、ハッ場ダムからの撤退を求めました。しかし、懇話会の報告書の結論は事業費増案を容認するものでした。そして、県議会では反対意見があったにもかかわらず、増案が採決の結果、承認されてしまいました。

私たちが出した公開質問状に対する県の回答はきわめて不十分なものでした。ハッ場ダムの実際の完成時期が2015年以後のことで、その頃には埼玉県の人口が確実に減少傾向になり、ハッ場ダムの不要性が一層明白になるという指摘に対して、県は2015年以降の水需要予測の数字を示すことを拒否しました。また、治水面で埼玉県がハッ場ダムで利益を受けるといふ根拠についても、県の回答は何もなく、全く国に言われるとおりに巨額の治水費用を負担しているありさまでした。県独自の検証は何もしていないのです。また、懇話会は、実際上わずか1ヵ月しか検討期間がなく、委員からも時間が足りないと不満が出たほどで、検討らしい検討もしないまま、解散してしまいました。このように巨額の費用を負担することの必要性の根拠を明確にすることが県の責務であるにもかかわらず、県はその責務を放棄してしまいました。

そこで、私たちはこのように必要性が希薄で、県民に巨額の費用を負担させるハッ場ダム事業を止めなくてはならないと考え、昨年9月10日に、埼玉で853名の県民、1都5県で5400名の方が請求人に名を連ね、ハッ場ダムへの費用負担は不当違法

であるとする住民監査請求を一斉に行いました。首都圏の六都県において一斉に住民監査請求を行うのは今までに例のないことです。ところが、私たちの思いをよそに、埼玉県の4人の監査委員は、その議事録によれば、本来の責任を何も果たさず、事務局主導で、審理らしい審理をまったくせず、私たちに意見陳述の機会すら与えることなく、請求を却下し門前払いをしたのです。そこで、この監査結果への憤りをもって一都五県で一斉に住民訴訟に踏み切りました。

私たちは知事と面談し、懇話会のすべての会議を傍聴し、そして県議会の委員会と本会議を傍聴し、県との交渉も行ってきましたが、そこで明らかになったことは、埼玉県ではすべてが「先にハッ場ダムありき」の前提条件で話が進められていることでした。ハッ場ダム計画は首都圏の水がめとして必要だとされていますが、十数年前から水需要は増えなくなり、一方で、水源開発が進んできたので、今は水不足を心配する必要はありません。最近、私たち埼玉県民が水に困ったことがあるのでしょうか。生活上、不便を感じることなく過ごしてきたというのが多くの県民の実感です。だからこそ倍増案が国から示されたとき、県はハッ場ダムに本当に参加する必要があるのかどうか、巨額の費用負担に値するメリットがハッ場ダムに本当にあるのかどうかを、十分な時間をかけて検討すべきだったのです。「先にハッ場ダムありき」の前提条件で、簡単に事業費倍増案に県が同意したところに行政の怠慢と政治の無策があります。

県の財政は厳しく、基金を取り崩しながら財源不足を補っているという現状分析を県自ら行っております。県の今年度の借金は、年間予算約1兆6千億円の倍近い約2兆9千億円もあり、こういった財政状況下で、必要性のないハッ場ダムに803億円を負担し、利息を含めれば1200億円とも言われる巨額な費用を投じてよいのでしょうか。元は私たちが払う税金や水道料金であり、このように無駄な事業に投じるぐらいなら、もっと県民の生活に有効な使い方をしてほしいものです。

来年2006年をピークに日本の総人口は減少に転じ、埼玉県でも2015年には人口が減少し、水需要はますます減っていきます。長野県の田中知事が「脱ダム」を宣言しましたが、首都圏でも多くのダムが中止になってきており、もうダムの役目は終わりに近づきつつあります。いまや脱ダムからダムは壊す時代に入ってきています。この時代の流れは熊本県の潮谷知事が県営荒瀬ダムの撤去を決定したことからも分かります。このハッ場ダムは景勝地吾妻渓谷や川原湯温泉を壊し、且つ340戸の家を沈めてもお、本当に必要なダムなのでしょうか？

昨年3月に日本で開かれた「ダム撤去」のシンポジウムで、アメリカのダム建設を進めてきた陸軍工兵隊の長官だったジョンソンさんは、「アメリカではこの5年間で140のダムが撤去された。これからはもうダムは造らない」と語りました。世界の潮流はすでに「ダム撤去」の流れであります。日本でも1996年以降、ダム事業の中止が相

次ぎ、すでに100近くのダムが中止になっています。その中で日本一高い事業費で首都圏の6都県に関連する「ハッ場ダム」計画は全国のダム事業の中でも象徴的な存在であり、このダムが建設されるか否かは今後のダム事業のあり方を問うことでもあります。

元土木学会会長の丹保憲仁氏は『いよいよ社会資本の殺し方を研究するときが来た』と新聞紙上で述べています。ダムは建設に巨額の資金を必要とされますが、コンクリートの寿命や土砂の堆積を考えると、未来永劫使えるものではなく、建設後も維持するにも壊すにも多額の費用を必要とします。コンクリートの塊と借金を将来に遺してよいはずがありません。ハッ場ダムという必要性のない公共事業に大事な税金を支出すると決めた県の責任は重大です。少子化、高齢化そして人口減少という時代に、これ以上負の遺産を遺さないためにも今こそ決断の時です。この裁判は脱ダム、ダム撤去の時代の趨勢に対してこのハッ場ダムの意義を問うているもので、まさに時代を画する訴訟であり、全国のダム関係者だけでなく多くの住民が見守っております。

裁判官の皆様には埼玉県がハッ場ダムの事業費を負担するとしたその根拠であるハッ場ダムの必要性について本格的な議論を進め、勇気を持って時代の要請に応える英断をされることを納税者である埼玉県民として要望します。